



内閣府

平成30年6月6日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

平成29年度建設業法令遵守推進本部の活動結果概要と 平成30年度活動方針について

沖縄総合事務局開発建設部建設業法令遵守推進本部(本部長:開発建設部長)では、平成19年3月に本部を設置し、建設生産物の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、建設業における法令遵守に関する取組みを行っているところですが、平成29年度活動結果概要及び平成30年度の活動方針を決定しましたのでお知らせします。

I. 平成29年度活動結果概要

1. 推進本部に寄せられた通報件数等

- ・駆け込みホットライン等に寄せられた通報の件数 17件
(法令違反等通報及び相談・質問等の件数を含む)
うち法令違反通報の件数 0件

2. 建設業者に対する立入検査等の実施状況

- ・立入検査を実施した業者 2社
(全て法定福利費の適正な確保に関する調査を併せて実施)

3. 監督処分・勧告の実施状況

- ・監督処分 0件
- ・勧告 0件

4. 建設業者等に対する説明会等の実施状況

- ・開催2回
平成29年11月:建設業法令遵守等講習会(約70名)
平成30年2月:建設工事における労働災害防止に関する説明会(約110名)

Ⅱ. 平成30年度活動方針

1. 法令違反情報等の収集

法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」と、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」について、より一層の周知及び利用促進を図るとともに通報や相談を受け付け、必要に応じて立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応する。

沖縄県知事許可業者に係る案件については、沖縄県との連携を図り的確に対応する。

2. 立入検査等の実施

建設業の健全な発達を促進し、建設業取引の適正化をより一層推進するため、立入検査を実施する。

なお、立入検査を行うにあたっては、以下の事項についても周知を行い、不適切な取扱い等が見受けられた場合は、指導を行う。

(1)「標準見積書」等の活用状況の確認

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用状況や見積りに提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払がされているか等の状況について確認を行い、社会保険加入を推進するための周知徹底に努める。

(2)安全衛生経費の確保に関する周知

平成29年3月に施行された「建設工事従事者の安全及び健康に確保の推進に関する法律」及び建設業法令遵守ガイドラインにおける安全衛生経費の確保に係る取扱いについて周知徹底に努める。

(3)下請代金の支払手段に関する周知

平成28年12月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正し、下請代金の支払手段についての通達を見直したことを受け、平成29年3月に建設業法令遵守ガイドラインが改訂され、下請代金はできる限り現金払いとすること等が追加されたことから、その周知徹底に努める。

(4)消費税の円滑及び適正な転嫁の周知

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられ、平成31年10月には、消費税率が10%に引き上げられる予定であることから、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるべく、下請取引において消費税額を見込んだ適正な価格による契約の締結を行うよう周知徹底に努める。

3 . 「建設業取引適正化推進月間」の取組み

11月の「建設業取引適正化推進月間」について、幅広く周知活動を行い、沖縄県等と連携し建設業法及び建設業法令遵守ガイドライン等の周知徹底を図るため、建設業者・業界団体等を対象に講習会等を開催し法令遵守に対する意識の向上を図る。

また、沖縄県と連携のうえ立入検査を実施し、重点的に法令遵守の活動に取り組む。

4. 関係機関との連携

- (1) 直轄工事における社会保険加入対策において未加入の建設業者が確認された場合は、発注部局や関係機関と連携を図り、円滑かつ適切な対応に努める。
- (2) 建設業団体等と情報・意見交換を行い、建設業法令遵守の推進に努める。
- (3) 沖縄県警察との連携を密にし、協力して暴力団排除に努める。
- (4) 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施にあたっては、国土交通本省との連携を密にし、円滑かつ適切な対応に努める。